

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与していないが、私の母親が私の兄と私の加入手続を一緒に行い、二人分の保険料を 20 歳まで遡って一括納付してくれた。

申立期間について、兄には納付記録があるが、私は未納とされているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳における昭和 48 年度の摘要欄を見ると、申立期間を含む同年度分の国民年金保険料（納付の対象期間は記載されていないが、記載されている金額から判断すると、申立期間は第 2 回特例納付により、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までは過年度納付により、納付されたものと推認できる。）は昭和 50 年 12 月 20 日に一旦納付されているものの、当該納付時点で、申立期間が第 2 回特例納付では納付できない期間であるとともに、時効により過年度納付もできなかった期間であることなどから、同年 12 月 24 日に 48 年度分全額が還付決定されたことが確認できる。

しかしながら、還付決定された昭和 48 年度の保険料のうち、申立期間を除く昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの保険料については還付する合理的な理由は無く、オンライン記録では当該期間の保険料は納付済みとされているなど、行政機関において不適切な事務処理及び記録管理の不備がうかがわれる。

また、申立期間当時の国民年金保険料還付整理簿は保管されていない上、ほかに申立期間の保険料が還付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

いことから、申立期間の保険料相当額は長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えられ、時効により保険料の納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山口国民年金 事案 716

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 4 月に A 市の学校を卒業した後、実家のある B 市に帰り家業の手伝いをしていたところ、B 市役所から年金加入の通知が来たので、私の母親が出向いて国民年金の加入の手続をした。その際、「半年分が未納になっているので分割で支払った。」と言っていたのを記憶している。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年 5 月 29 日から同年 6 月 11 日までの間に払い出され、申立人は昭和 61 年 \* 月 \* 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間であり、申立人に申立期間の保険料を納付することができる別の手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の母親は高齢のため、申立期間当時の保険料納付についての具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 2 年 7 月 28 日に A 県教育委員会から同年 11 月 18 日までの期間の辞令交付を受け、B 学校の常勤臨時教師として勤務したのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 10 月 1 日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 県教育委員会が交付した人事異動通知書から、申立人が申立期間において、B 学校に臨時的任用教員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、B 学校を管轄していた A 県 C 教育事務所（現在は、A 県教育庁）は既に廃止されているほか、A 県教育庁は、「当時の厚生年金保険の加入については、各教育事務所単位で行っていた。保存年限を経過しているため資料等は残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入手続及び保険料控除については不明である。」と回答している上、A 県 C 教育事務所の当時の給与事務担当者等とは連絡が取れず、具体的な供述を得ることもできない。

また、申立期間当時、B 学校で事務を担当していた職員は、「当時の臨時的任用教員については、基本的に短期間勤務者を除いて厚生年金保険に加入させていたと記憶しているが、個々のケースについては覚えておらず、申立人の保険料控除に関する詳細な記憶は無い。」と供述している。

さらに、A 県教育庁が保管する臨時的任用教員の名簿から、平成 2 年度に A 県 C 教育事務所管内において、申立人と同様に 2 か月を超えて任用する旨発令されている者が 151 人認められるところ、このうち、オンライン記録に

において、任用期間の一部又は全部において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が21人確認できることから判断すると、当該教育事務所においては、臨時的任用教員の厚生年金保険の加入手続について、必ずしも任用と同時に全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A県C教育事務所に係るオンライン記録において、申立期間及びその前後の健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 23 日から 54 年 3 月 10 日まで

私は、昭和 53 年 12 月 21 日に前職場を退職後、すぐに A 社に入社し、年明けの社内新年会に同席した。そのときの集合写真（昭和 54 年 1 月 5 日撮影）を所持している。

同社における私の業務内容は B の営業であった。

当時、私の給与からは厚生年金保険料が控除され、健康保険被保険者証も所持していた記憶があり、厚生年金保険には加入していたと思うので調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 1 月 5 日に撮影された申立事業所における社内新年会の集合写真を所持しており、当時の業務内容も記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所の申立期間当時の複数の役員は、「当時、営業社員は歩合制給与であり、出入りが激しかったため 3 か月以上の試用期間があった。」と回答している上、申立事業所の当時の経理担当者も、「当時、営業社員は 3 か月以上の試用期間を経た後に、上司の指示で厚生年金保険へ加入させていた。厚生年金保険に加入していない社員からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時の被保険者記録が確認でき、申立人同様に営業の業務に従事したとする複数の同僚は、「入社後、3 か月以上の試用期間を経て厚生年金保険に加入した。」と回答しているところ、当該同僚について、前述の被保険者名

簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが回答した入社時期と一致していないことが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、営業社員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所は、平成元年12月に解散しており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の申立期間の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。